

京都市告示第597号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成27年3月6日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

檜原岡の会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (2) 文化活動等、住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (4) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区 域

京都市西京区の下記の区域

檜原石畑町2番地1, 2番地2, 3番地, 4番地1, 4番地2, 4番地3, 6番地, 7番地, 11番地, 13番地, 13番地3, 14番地1, 15番地4, 17番地, 19番地, 20番地, 檜原茶ノ木本町1番地2, 5番地, 7番地, 8番地1, 13番地, 14番地, 檜原宇治井町5番地, 9番地, 10番地, 11番地, 11番地1, 14番地2, 15番地, 16番地, 17番地, 17番地1, 19番地1, 21番地, 23番地, 27番地1, 27番地2, 檜原宇治井西町4番地, 6番地, 9番地, 10番地, 12番地, 13番地, 14番地, 15番地, 16番地, 17番地, 21番地, 22番地, 26番地, 27番地, 檜原水築町2番地3, 檜原下池田町18番地3, 19番地, 檜原久保町6番地1, 6番地2, 檜原下ノ町2番地, 4番地, 5番地, 7番地, 8番地, 9番地, 10番地, 11番地, 12番地, 14番地, 16番地, 17番地1, 19番地, 24番地, 26番地, 檜原上ノ町2番地, 5番地, 6番地, 7番地, 7番地1, 10番地, 11番地, 13番地, 16番地2, 20番地, 21番地4, 22番地, 23番地1, 檜原山ノ上町3番地1, 3番地2, 4番地1, 8番地, 20番地, 21番地, 22番地, 檜原池

ノ上町7番地, 檜原上池田町1番地2, 4番地1, 11番地, 14番地, 檜原裕町8番地, 檜原鳴谷8番地, 檜原芋峠町2番地, 檜原田中町1番地28, 檜原杉原町12番地3, 檜原塚ノ本町20番地, 檜原内垣外町19番地1, 中垣外2番地1

4 主たる事務所

京都市西京区檜原下ノ町8 檜原公会堂内

5 代表者の氏名及び住所

安岡五郎

京都市西京区檜原上ノ町13

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成27年2月27日

(文化市民局地域自治推進室)